一二　国税徴収法の一部改正関係

1　偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。1において同じ。）を納付していない場合において、滞納処分を執行してもなお徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その偽りその他不正の行為があった時以後に、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転をしたもの（その取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととした。（国税徴収法第四〇条関係）

2　換価代金等の交付について、次の措置を講ずることとした。（国税徴収法第一三三条関係）

㈠　換価代金等の供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならないこととする。

㈡　税務署長は、換価代金等の供託がされた場合において、その供託がされた日等から㈠の届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならないこととする。

㈢　㈡の催告を受けた供託に係る債権者が、催告を受けた日から一四日以内にその届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができることとする。

㈣　㈢の決定は、供託に係る債権者がその決定の告知を受けた日から七日を経過した日にその効力を生ずることとする。

3　保全差押金額を限度とした差押え又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその差押え又は担保を解除しなければならない期限を、その保全差押金額を書面で通知をした日から一年（改正前六月）を経過した日までとすることとした。（国税徴収法第一五九条関係）

一三　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、一定の社債であって、金融商品取引業者のうち第一種金融商品取引業を行う者又は登録金融機関に当該社債の譲渡についての制限を付すことその他の一定の要件を満たす方法による保管の委託がされた当該社債の利子等を加えることとした。（租税特別措置法第八条関係）

㈡　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第二九条の二関係）

(1)　その年における特定新株予約権の行使に係る権利行使価額について、次のとおりとする。

イ　付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を二で除して計算した金額とする。

ロ　付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年以上二〇年未満であることその他の一定の要件を満たす株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。

(2)　対象となる新株予約権に係る契約の要件に、「新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。）の管理に関する取決め（当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであることその他の一定の要件が定められるものに限る。）に従い、取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること」を加え、改正前の「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との選択適用とする。

(3)　権利者が付与決議の日において特定新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、当該書面等の提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項を電磁的方法により提供できることとする。

(4)　特定株式及び承継特定株式の範囲に、株式の管理に関する取決めに従い一定の株式会社により管理がされている株式等を加えるとともに、当該株式会社による管理に係る契約の解約又は終了等の事由により、当該特定株式又は承継特定株式の全部又は一部の返還又は移転があった場合には、その事由が生じた時に、当該特定株式又は承継特定株式の譲渡等があったものとみなす。

(5)　株式の管理に関する取決めに従い特定株式又は承継特定株式の管理をしている株式会社は、特定株式等の異動状況に関する調書を毎年一月三一日までに税務署長に提出しなければならないこととする。

㈢　山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三〇条の二関係）

㈣　収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用対象に、土地収用法に規定する事業の施行者が行う当該事業の施行に伴う漁港水面施設運営権の消滅により補償金を取得する場合を加えることとした。（租税特別措置法第三三条及び第六四条関係）

㈤　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三四条及び第六五条の三関係）

(1)　適用対象に、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。

(2)　適用対象に、都市緑地法に規定する対象土地が同法の規定により都市緑化支援機構に買い取られる場合（一定の要件を満たす場合に限る。）を加える。

㈥　特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の一、五〇〇万円特別控除の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三四条の二及び第六五条の四関係）

㈦　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第三六条の二及び第三六条の五関係）

㈧　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第三七条の一四関係）

(1)　受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二四〇万円を超えないこと等の要件を満たすことにより特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の一定のものを加える。

(2)　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書の提出に代えて、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の記載をした非課税口座開設届出書の提出又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供等ができることとする。

(3)　金融商品取引業者等の営業所の長は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供ができることとする。

(4)　金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等は、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書の提出に代えて、電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の提供等ができることとする。